

平成28年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| (1) 病床数 | 一般病床 | 475床 |
| (2) 患者数 | 年間延患者数 | |
| | 入院 | 126,660人 |
| | 外来 | 195,200人 |
| | 1日平均患者数 | |
| | 入院 | 347人 |
| | 外来 | 800人 |
| (3) 主要な建設改良事業 | 診療棟改修事業 | 47,000千円 |
| | 医療器械等購入 | 500,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|------------|--------------|
| 第1款 病院事業収益 | 11,958,000千円 |
| 第1項 医業収益 | 9,351,679千円 |
| 第2項 医業外収益 | 2,606,321千円 |

支 出

- | | |
|------------|--------------|
| 第1款 病院事業費用 | 11,958,000千円 |
| 第1項 医業費用 | 11,597,599千円 |
| 第2項 医業外費用 | 359,401千円 |
| 第3項 予備費 | 1,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,058,570千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	569,430千円
第1項 企業債	533,000千円
第2項 出資金	34,500千円
第3項 貸付金返還金	1,800千円
第4項 基金運用収入	130千円

支 出

第1款 資本的支出	1,628,000千円
第1項 建設改良費	668,574千円
第2項 貸付金	127,500千円
第3項 企業債償還金	831,796千円
第4項 基金積立金	130千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器保守経費 (平成28年度購入分)	平成29～34年度	300,000千円
検査・感染システム機器設置費 (収益的支出分)	平成29～33年度	35,269千円
検査・感染システム機器設置費 (資本的支出分)	平成29～33年度	101,013千円
放射線画像診断システム機器設置費 (収益的支出分)	平成29～33年度	56,264千円
放射線画像診断システム機器設置費 (資本的支出分)	平成29～33年度	109,478千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病棟改修事業	47,000千円	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
医療機器整備事業	486,000千円	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成28年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,382,787千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

1,616,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,049,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	磁気共鳴断層撮影装置	一 式

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

平成28年度静岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 296,165戸 |
| (2) 年 間 総 配 水 量 | 79,708,270 ^m |
| (3) 一 日 平 均 配 水 量 | 218,379 ^m |
| (4) 主要な建設改良事業 | |

水道整備費	4,200,720千円
-------	-------------

水の相互運用事業(送水管整備)、与一配水場自家発電設備更新工事、
蒲原第1浄水場改修工事及び管網整備等

送 配 水 管 布 設	6,866m
-------------	--------

導送配水管布設替	5,127m
----------	--------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	10,684,000千円
第1項 営業収益	10,152,410千円
第2項 営業外収益	531,590千円

支 出

第1款 水道事業費用	8,919,000千円
第1項 営業費用	7,934,889千円
第2項 営業外費用	983,111千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,610,000千円は、減債積立金283,390千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額290,825千円、過年度分損益勘定留保資金2,288,155千円及び当年度分損益勘定留保資金747,630千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	3,052,000千円
第1項 企 業 債	2,842,000千円
第2項 国庫(県)支出金	51,843千円
第3項 他会計支出金	23,629千円
第4項 負 担 金	134,528千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	6,662,000千円
第1項 建 設 改 良 費	4,320,544千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,140,456千円
第3項 投 資	200,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
1 資本的支出	1 建設改良費	駿河地区 中央遠方監視設備改良工事	800,000	28年度	100,000
				29年度	430,000
				30年度	270,000
		向敷地配水場操作・ ポンプ室棟建築工事	158,632	28年度	992
				29年度	157,640

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道局財務会計システム・給水受付システム機器設置費	平成29～33年度	18,299千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	2,842,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成28年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,445,519千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第11条 薫科地区水道整備事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,395千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、32,500千円と定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

平成28年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	240,000戸
(2) 年間総処理水量	137,490,000m ³
(3) 一日平均処理水量	376,000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	10,649,486千円
下水道管渠布設等	19,940m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	22,375,000千円
第1項 営業収益	15,520,092千円
第2項 営業外収益	6,854,908千円

支 出	
第1款 下水道事業費用	21,337,000千円
第1項 営業費用	17,850,621千円
第2項 営業外費用	3,485,379千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,933,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額415,522千円、過年度分損益勘定留保資金1,509,548千円、当年度分損益勘定留保資金5,007,879千円及び資本剰余金(受益者負担金)50千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	15,269,000千円
第1項 企業債	10,325,800千円
第2項 出資金	732,000千円
第3項 国庫(県)支出金	4,026,086千円
第4項 負担金	185,114千円

支 出

第1款 資本的支出	22,202,000千円
第1項 建設改良費	10,731,950千円
第2項 企業債償還金	11,355,000千円
第3項 受益者負担金返還金	50千円
第4項 その他固定負債返済	114,000千円
第5項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道局財務会計システム・給水受付システム機器設置費	平成29～33年度	14,971千円
公共下水道整備費	平成29年度	300,000千円
大岩排水区 雨水渠築造工事	平成29年度	60,000千円
袖師排水区 神明川雨水2号幹線築造工事	平成29年度	219,000千円
浜田ポンプ場雨水ポンプ用原動機更新工事	平成29年度	150,000千円
折戸雨水ポンプ場自家発電設備更新工事	平成29年度	200,000千円
清水北部浄化センター汚泥濃縮施設更新工事	平成29年度	180,000千円
高松浄化センター水処理設備更新工事	平成29年度	400,000千円
中島浄化センター電気設備更新工事	平成29年度	400,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	10,325,800千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成28年度 ただし、事業進ちょく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,680,358千円

(2) 交際費 200千円

平成28年2月22日提出

静岡市長 田辺信宏